

# 12 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【令和2年度第3次補正予算額 29,000百万円】

## ＜対策のポイント＞

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**します。

## ＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

## ＜事業の内容＞

- 1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援** 27,000百万円  
水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等で生産するために必要となる**低コスト生産等**に取組む場合に、**取組面積に応じて支援**します。

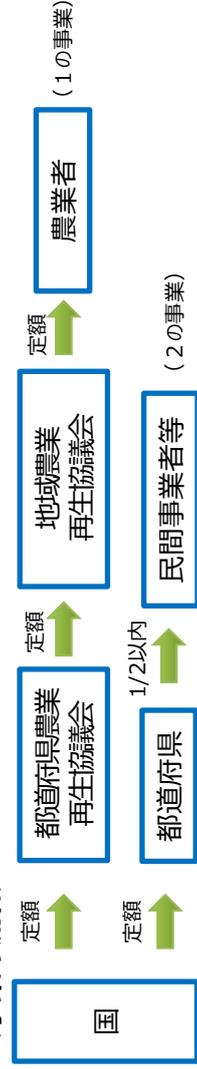
【交付単価】 4万円/10a

- 【対象品目】 新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆
- ※ 1 高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。
  - ※ 2 本支援の対象となった面積は、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

- 2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援** 2,000百万円  
プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。  
（補助率：1/2以内）

※ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

## 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米



低コスト生産 直播栽培

高収益作物



植物検疫等に対応した生産

麦・大豆



単収の高位安定化 土壌診断

【例】

## 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援



輸出向けパックご飯の製造ライン増設



冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修



輸出向け集荷・貯蔵施設の整備

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-6744-2108）



本資料は、令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性があります。

(令和2年12月16日時点)

## 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業概要(案) (水田リノベ事業)

### I. 事業趣旨・概要

新型コロナウイルス感染症の影響等により主食用米の需要が減少する中、水田農業を活性化させていくためには、コロナ禍でも堅調なコメ輸出を始め、加工用米や野菜などにおいて、今後も成長が見込まれる新需要に対応していくことが必要。

こうした国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた米や高収益作物等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向けた加工品の製造等を推進していくことが重要。

このため、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新(リノベーション)するべく、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆について、産地と実需者が連携して作成する「水田リノベーション産地・実需協働プラン(以下、「プラン」という。)」に基づいた、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援する。

### II. 水田リノベーション産地・実需協働プランについて

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物(野菜等)、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画。

事業に取り組みようとする地域農業再生協議会(以下、「地域協議会」という。)は、以下の内容を含むプランを策定する。

#### ① プランに参画する構成員

農業者、農業者団体、集出荷業者、実需者(食品製造事業者、輸出事業者等)、地方自治体等(下線は必須)

#### ② 輸出や加工等、需要に応じた生産等の取組に係る現状・今後の対応方針

#### ③ 目標設定

#### ④ 目標の達成に必要な取組

- ・Ⅲ1(1)低コスト生産等の取組支援(面積支払い)を申請する場合は、農業者毎の計画書を取りまとめた一覧を盛り込む。
- ・Ⅲ1(2)機械・施設整備支援(ハード)を申請する場合は、整備する施設・機械の内容等を盛り込む。

## Ⅲ. 事業の内容

### 1 事業メニュー

#### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

地域協議会が策定したプランに参画する農業者が、輸出等の実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う場合に、取組面積に応じて4万円/10aを支援する。

#### ○ 都道府県農業再生協議会等への推進事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県農業再生協議会（以下、「都道府県協議会」という。）や地域協議会に対して推進事務費として予算の範囲内で支援する。（定額）

#### (2) 機械・施設整備支援（ハード）

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）を支援する（補助率：1/2以内）。

#### 【対象機械・施設の例】

- ・ 輸出向けのカット野菜やパックご飯等の新たな製造ライン
- ・ 国産原材料に切り替えるための冷凍野菜や米菓等の加工品の製造ライン
- ・ 輸出拡大のために必要な集荷・貯蔵施設 等

#### ○ 都道府県附帯事務費支援

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費について、都道府県に対して附帯事務費として、事業費の1%以内（交付額の外数）を支援する。（定額）

### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は下記のとおり。

#### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

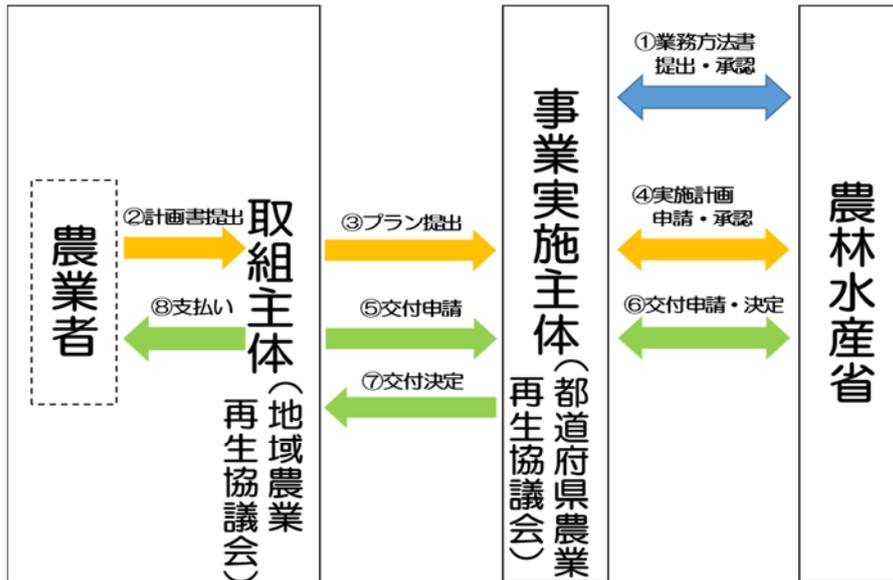
- 事業実施主体：都道府県協議会
- 取組主体：地域協議会

#### (2) 機械・施設整備支援（ハード）

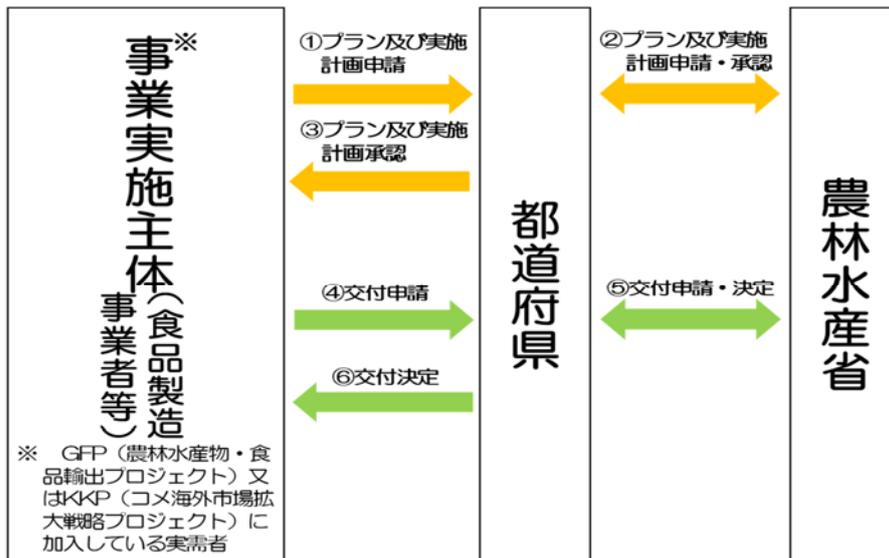
- 事業実施主体：GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者（食品製造事業者等）

### 3 事業実施の流れ

#### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）



#### (2) 機械・施設整備支援（ハード）



### 4 対象となるほ場

田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同じ）

※ 本事業の面積支払い支援を受けた水田の面積については、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、麦・大豆:3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米:2万円/10a）の対象面積から除きます。

また、本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

## 5 対象となる作物

令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、  
高収益作物（野菜等）【輸出、加工・業務用】、麦・大豆

- ※1 令和3年産の主食用米を作付していない田での基幹作のみが対象。
- ※2 新市場開拓用米は、輸出用米、輸出向けパックご飯の原料用米、輸出向け日本酒の原料用米等。
- ※3 高収益作物については、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって令和3年度に支援を予定している品目が対象。

## 6 採択要件

(1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

- ・地域協議会が策定したプランに参画する農業者であること
- ・農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結する又は締結する計画を有していること
- ・農業者は、対象品目について以下の低コスト生産等の取組メニューのうち3つ以上の取組を行うこと

【新市場開拓用米、加工用米】（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理

⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量を50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用

【高収益作物（野菜等）】

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや静電ノズルの利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローンや可変施肥機等の活用

【表】

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

【大豆】

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業

⑦摘心栽培	—
⑧畝間冠水	—
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破砕、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

※ このほか、地域特認メニューも都道府県協議会にて設定可能（地方農政局等が承認）。

## （２）機械・施設整備支援（ハード）

- ・事業実施主体は少なくとも1つ以上の地域協議会が策定したプランに参画する実需者であること
- ・事業実施主体はGFP又はKKPに登録していること
- ・整備する施設等において出荷する農産物・加工品の原料農産物のうち、プランに参画する農業者が水田で生産する農産物が占める割合が成果目標年度において50%以上であること
- ・輸出拡大のために整備する施設等については、出荷する農産物・加工品のうち輸出仕向けの割合が成果目標年度において20%以上であること
- ・国産シェア拡大のために整備する施設等については、輸入農産物からの置き換えを図るものであること（出荷農産物の国産割合又は出荷加工品の国産原材料割合を拡大すること）
- ・ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財政状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと

## 7 目標年度

### （１）低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

成果目標の目標年度は、令和3年度

### （２）機械・施設整備支援（ハード）

成果目標の目標年度は、令和7年度

#### IV. 採択について

##### (1) 低コスト生産等の取組支援（面積支払い）

地域協議会の品目・仕向け毎に下表の(1)又は(2)のいずれか、(3)又は(4)のいずれか、及び(5)の合算ポイントで評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目・仕向け毎に採択する。

その際、品目・仕向け毎に下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

		新市場開拓用米	加工用米	麦【輸出】	大豆【輸出】
いずれかを選択	(1) R3年産における低コスト生産等の取組面積	ア 50ha以上 24 イ 40ha以上～50ha未満 20 ウ 30ha以上～40ha未満 16 エ 20ha以上～30ha未満 12 オ 10ha以上～20ha未満 8 カ 10ha未満 4	ア 150ha以上 12 イ 100ha以上～150ha未満 10 ウ 75ha以上～100ha未満 8 エ 50ha以上～75ha未満 6 オ 25ha以上～50ha未満 4 カ 25ha未満 2	ア 250ha以上 24 イ 200ha以上～250ha未満 20 ウ 150ha以上～200ha未満 16 エ 100ha以上～150ha未満 12 オ 50ha以上～100ha未満 8 カ 50ha未満 4	
	(2) R3年産における低コスト生産等の取組面積/R2年産の作付面積	ア 300%以上 24 イ 200%以上～300%未満 20 ウ 150%以上～200%未満 16 エ 100%以上～150%未満 12 オ 75%以上～100%未満 8 カ 75%未満 4	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2	ア 300%以上 24 イ 200%以上～300%未満 20 ウ 150%以上～200%未満 16 エ 100%以上～150%未満 12 オ 75%以上～100%未満 8 カ 75%未満 4	
いずれかを選択	(3) R2年産からR3年産の主食用米作付削減面積（地域再生協単位）	ア 50ha以上 6 イ 40ha以上～50ha未満 5 ウ 30ha以上～40ha未満 4 エ 20ha以上～30ha未満 3 オ 10ha以上～20ha未満 2 カ 0ha超～10ha未満 1			
	(4) R2年産からR3年産の主食用米作付面積削減割合（地域再生協単位）	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上～10%未満 5 ウ ▲6%以上～8%未満 4 エ ▲4%以上～6%未満 3 オ ▲2%以上～4%未満 2 カ ▲0%超～2%未満 1			
該当する場合	(5) 加算ポイント		中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア R7年度までに輸出 5 イ R12年度までに輸出 3		
優先枠 (130億円)		20億円 (0.5万ha)	20億円 (0.5万ha)	各5億円 (各0.125万ha)	

		麦	大豆	高収益作物【輸出】	高収益作物【加工・業務用】
いずれかを選択	(1) R3年産における低コスト生産等の取組面積	ア 250ha以上 12 イ 200ha以上～250ha未満 10 ウ 150ha以上～200ha未満 8 エ 100ha以上～150ha未満 6 オ 50ha以上～100ha未満 4 カ 50ha未満 2	ア 125ha以上 24 イ 100ha以上～125ha未満 20 ウ 75ha以上～100ha未満 16 エ 50ha以上～75ha未満 12 オ 25ha以上～50ha未満 8 カ 25ha未満 4	ア 125ha以上 12 イ 100ha以上～125ha未満 10 ウ 75ha以上～100ha未満 8 エ 50ha以上～75ha未満 6 オ 25ha以上～50ha未満 4 カ 25ha未満 2	ア 125ha以上 12 イ 100ha以上～125ha未満 10 ウ 75ha以上～100ha未満 8 エ 50ha以上～75ha未満 6 オ 25ha以上～50ha未満 4 カ 25ha未満 2
	(2) R3年産における低コスト生産等の取組面積/R2年産の作付面積	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2	ア 300%以上 24 イ 200%以上～300%未満 20 ウ 150%以上～200%未満 16 エ 100%以上～150%未満 12 オ 75%以上～100%未満 8 カ 75%未満 4	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2
いずれかを選択	(3) R2年産からR3年産の主食用米作付削減面積（地域再生協単位）	ア 50ha以上 6 イ 40ha以上～50ha未満 5 ウ 30ha以上～40ha未満 4 エ 20ha以上～30ha未満 3 オ 10ha以上～20ha未満 2 カ 0ha超～10ha未満 1			
	(4) R2年産からR3年産の主食用米作付面積削減割合（地域再生協単位）	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上～10%未満 5 ウ ▲6%以上～8%未満 4 エ ▲4%以上～6%未満 3 オ ▲2%以上～4%未満 2 カ ▲0%超～2%未満 1			
該当する場合	(5) 加算ポイント	中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア R7年度までに輸出 5 イ R12年度までに輸出 3			中長期的に輸出に取り組む面積（構想）をプランに記載する場合 ア R7年度までに輸出 5 イ R12年度までに輸出 3
優先枠 (130億円)		各20億円（各0.5万ha）		20億円（0.5万ha）	20億円（0.5万ha）

(2) 機械・施設整備支援（ハード）

事業実施主体毎に下表の基礎ポイント1、基礎ポイント2、加算ポイントの合計値で評価し、予算の範囲でポイントの高い順に採択する。なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

輸出拡大のための施設・機械 【30点満点】	国産シェア拡大のための施設・機械 【18点満点】
<b>基礎ポイント1【确实性】</b>	
○ 当該農産物又は加工品の輸出実績がある場合、過去3か年のうち、年間輸出額の最大金額（サンプル輸出を除く）	○ 当該農産物又は加工品の出荷実績がある場合、過去3か年のうち、年間出荷額の最大金額
ア 1億円以上 …3	ア 3億円以上 …3
イ 1千万円以上～1億円未満 …2	イ 3千万円以上～3億円未満 …2
ウ 1千万円未満 …1	ウ 3千万円未満 …1
<b>基礎ポイント2【有効性】</b>	
○ 次の項目のうち、いずれかを選択。	○ 次の項目において、(1)に加え、(2)又は(3)を選択。
(1) 目標年度における輸出増加額	(1) 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品原材料に占める国産割合
ア 1億円以上 …16	ア 70%以上 …5
イ 5千万円以上～1億円未満 …14	イ 60%以上～70%未満 …4
ウ 1千万円以上～5千万円未満 …12	ウ 50%以上～60%未満 …3
エ 5百万円以上～1千万円未満 …10	エ 40%以上～50%未満 …2
オ 5百万円未満 …8	オ 30%以上～40%未満 …1
(2) 目標年度の輸出額／事業開始前の輸出額	(2) 目標年度における農産物又は加工品の出荷増加額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
ア 500%以上 …16	ア 3億円以上 …5
イ 400%以上～500%未満 …14	イ 15千万円以上～3億円未満 …4
ウ 300%以上～400%未満 …12	ウ 3千万円以上～15千万円未満 …3
エ 200%以上～300%未満 …10	エ 15百万円以上～3千万円未満 …2
オ 100%以上～200%未満 …8	オ 15百万円未満 …1
	(3) 目標年度の出荷額／事業開始前の出荷額（国産分。加工品の場合は国産原材料割合に応じて案分した額）
	ア 500%以上 …5
	イ 400%以上～500%未満 …4
	ウ 300%以上～400%未満 …3
	エ 200%以上～300%未満 …2
	オ 100%以上～200%未満 …1

加算ポイント	
<p>○ 次に項目に該当している場合は当該ポイントを加算する。</p> <p>(1) 輸出に対応するための認証を取得している（取得計画がある）          (ISO、HACCP、GFSI、ハラール・コーシャ等) …1</p> <p>(2) 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物／加工品のうち、輸出仕向けの割合</p> <p>ア 50%以上 …5          イ 40%以上～50%未満 …4          ウ 30%以上～40%未満 …3          エ 20%以上～30%未満 …2</p>	
<p>○ 目標年度における、整備する施設等において出荷する農産物又は加工品の原料農産物のうち、プランに参画する農業者等が水田で生産した農作物が占める割合が以下の場合は当該ポイントを加算する。</p> <p>ア 90%以上 …4          イ 80%以上～90%未満 …3          ウ 70%以上～80%未満 …2          エ 60%以上～70%未満 …1</p> <p>○ 都道府県が、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合には、1事業実施主体あたり1ポイント（1都道府県あたり3ポイントが上限）加算できるものとする。</p>	



本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性あります。

(令和2年12月16日時点)

# 水田農業を営む農業者の皆様へ

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業  
(うち低コスト生産等の取組支援 予算額：270億円)のご案内

## 事業の概要

輸出等の新市場開拓を図るため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

## 支援対象者・対象作物



### ➤ 対象者

**水田<sup>※1</sup>**において対象作物を生産する**販売農家・集落営農**

※1 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田

### ➤ 対象作物

**令和3年産(基幹作)の新市場開拓用米、加工用米、麦、大豆、  
高収益作物(野菜・果樹等)<sup>※2</sup>**

※2 高収益作物については、**輸出向け又は加工・業務用とし、水田活用の直接支払交付金の産地交付金で令和3年度に支援を予定している品目が対象**です。

## 支援の内容

作物毎に定める低コスト生産等(次ページ参照)の取組面積に応じて、

**4万円/10a**を支援します。



## 主な要件・留意事項



- (1) お住まいの市町村やJAなどが事務局を務める**地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられていること。**
- (2) **農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は締結する計画を有していること。**
- (3) 本事業で支援を受けた水田の面積については、**令和3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(加工用米:2万円/10a、麦・大豆:3.5万円/10a)及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分(新市場開拓用米:2万円/10a)の対象面積から除きます。**
- (4) 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象ではありません。

## 低コスト生産等の取組

・品目毎に**3つ以上**選択してください。

### ▽ 新市場開拓米、加工用米（共通）

取組メニュー	取組内容
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組
④プール育苗	プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組
⑧土壤診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壤診断等に基づく施肥、有機質資材や土壤改良資材の施用
⑨効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥
⑩効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理
⑪化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑫化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑬多収品種の導入	多収品種の作付
⑭農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑮スマート農業機器の活用	ドローン、水管理システム等の活用

### ▽ 麦

取組メニュー	取組内容
①融雪促進	融雪促進剤の散布
②新たに導入した品種に応じた栽培管理	新たに導入した品種に応じた施肥や防除等
③ふく土・踏圧	カルチ・テラーによるふく土・踏圧作業
④難防除雑草対策	薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除
⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測	—
⑥効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥、追肥重点施肥（開花期以降の追肥）の実施
⑦重要病害虫の防除	赤カビ病、うどんこ病、赤さび病、縞萎縮病の防除
⑧排水対策管理	額縁明渠等の点検・修繕
⑨農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑩スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

## ▽ 大豆

取組メニュー	取組内容
①大豆300A技術	研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施
②難防除雑草対策	薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除
③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
④新品種の導入	単収の高位安定化等に資する新品種の作付
⑤効率的な施肥	ピンポイント施肥の実施
⑥均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業
⑦摘心栽培	—
⑧畝間冠水	—
⑨団地化の推進	団地化の実施
⑩化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑪化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑫排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑬農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑭スマート農業機器の活用	ドローン、収量コンバイン等の活用

## ▽ 高収益作物（野菜・果樹等）

取組メニュー	取組内容
①生物農薬の導入	有害生物の防除に利用される天敵昆虫等の生物的防除資材の導入
②農薬によらない病害虫対策	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除等の取組
③農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施
④農薬のドリフト対策	ドリフト低減ノズルや静電ノズルの利用
⑤化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減
⑥化学合成農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減
⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用
⑧新品種の導入	輸出や加工・業務用に適した新品種の作付
⑨排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠
⑩農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用
⑪スマート農業機器の活用	ドローン、可変施肥機等の活用

上記の他、都道府県農業再生協議会が品目毎に地域特認メニューを設定することも可能。

## Q & A

### Q1. 低コスト生産等の取組（3つ以上）は全て新たに実施する必要がありますか？

→ 既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。

### Q2. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？

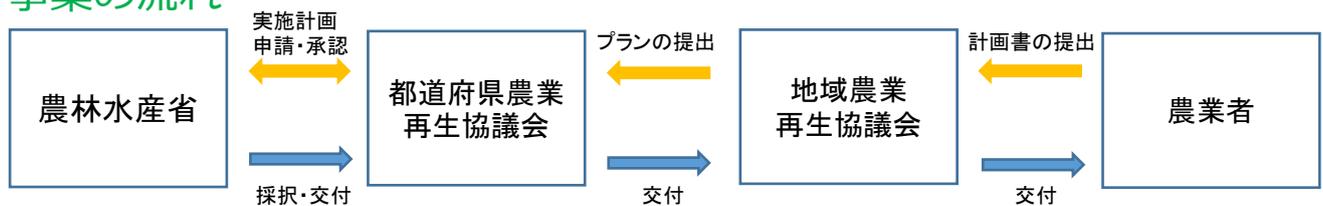
→ 補正予算の成立日（令和3年の通常国会で審議予定）以降の令和3年産（基幹作）の取組が対象になります。

### Q3. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？

→ 国からは令和3年1月以降に都道府県農業再生協議会に対して約2ヶ月間の期間で要望調査を行う予定です。地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なりますが、農業者の皆様は地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積などを記載した計画書を提出していただきます。



## 事業の流れ



## その他

- ・ 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様には現時点で予定している支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。本事業は令和2年度第3次補正予算の成立を前提としており、**今後変更の可能性がります。**
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される補助事業**です。
- ・ より詳細な事業内容・要件等は、**令和3年1月以降**に都道府県農業再生協議会等を通じて行われる申請受付のご案内時にお示しします。

## お問合せ先

農林水産省政策統括官付穀物課

☎ 03-6744-2108

〇〇農政局生産部生産振興課

担当：土地利用型推進班

☎ 000-000-000

# 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係るスケジュール（想定）

12月15日(火)  
12月16日(水)  
1月7日(木)

- ・ R2年度第3次補正予算の閣議決定
- ・ R3年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係る全国テレビ会議（第3回）
- ・ R3年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係る全国テレビ会議（第4回）

## 面積支払い

1月7日(木)  
1月29日(金)

- ・ 要望調査の開始（国→県協議会）
- ・ 地域特認メニューの申請締切
- ・ 業務方法書の調整（県協議会→国）

約2ヶ月間

3月5日(金)

- ・ 要望調査の締切（県協議会→国）
- 〔地域協議会が作成した「水田リノベーション産地・実需者協働プラン」（農業者の取組内容を含む）を取りまとめ、事業実施計画を提出〕

3月上旬～

- ・ 事業実施計画（案）の審査・採択
- ・ 事業実施計画の申請・承認
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の交付（国→県協議会）

## ハード支援

- ・ 要望調査の開始（国→県）

約2ヶ月間

- ・ 要望調査の締切（県→国）
- 〔実需者が作成した事業実施計画と、産地と連携したプラン〕

- ・ 事業実施計画（案）の審査・採択
- ・ 事業実施計画の申請
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の交付（国→県）

4月上旬～

- ・ 事業実施計画の申請
- ・ 補助金の割当、交付申請・決定
- ・ 補助金の交付（国→県）

R4年  
3月末まで

- ・ 実施状況報告書の提出（県協議会→国）

※ 予算の執行状況等により変更の可能性があり、予算の繰越しを行う場合には、灰色文字のスケジュールを想定しています。

本事業は令和2年度第3次補正予算成立を前提としており、今後変更の可能性がありません。